

第5回熊本市政治倫理審査会 議事要旨

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日 : 令和7年(2025年)11月25日(火)

開催時間 : 午後2時 ~ 午後4時30分

開催場所 : 熊本市役所本庁舎 10階会議室

出席者 : 〔委員〕 鈴木 桂樹 会長 野田 幸孝 委員
岩下 芳乃 委員 藤本 雅士 委員
川内 恵里 委員 宮園 由紀代 委員
関 智弘 委員 向井 洋子 委員
西村 まりこ 委員 吉見 仁宏 委員

〔事務局〕 総務局行政管理部長 黒部 宝生
総務局行政管理部総務課長 那須 光也

〔その他〕 事案1担当課所属長
事案2担当課所属長
事案3担当課所属長
総務局契約監理部契約政策課長
総務局契約監理部工事契約課長

欠席者 : 森 徳和 副会長

議事要旨

<p>会長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから熊本市政治倫理審査会を開会いたします。</p> <p>森副会長から、所用のため欠席されるという旨連絡がっておりますが、開催定数である委員の3分の2以上の出席が確認できましたので、早速議事に入ります。</p> <p>前回の審査会におきまして、本日の審査会を非公開で開催することについて委員の皆様から同意をいただいております。つきましては、熊本市政治倫理条例第4条第5号に基づき、本日の審査会は非公開で開催いたします。</p> <p>報道の方はここまでということで、退室をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">報道 退室</p>
<p>会長</p>	<p>はじめに、第4回審査会の会議録の確認を行います。会議録については事務局から事前に確認依頼があったかと思いますが、修正等はありませんでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>会議録につきましては、送り仮名等の修正はありましたが、要旨に関わるものについては特にございませんでした。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは第4回審査会の会議録については確定させていただきます。この確定した会議録については、これまで同様、調査請求者及び調査請求の対象である市長に、事務局から送付をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>まず調査報告等ということで、初めに事務局から前回審査会で決定した調査事項について、その調査結果及び進捗状況を報告してもらいます。</p> <p>10月10日付けで、調査請求者から提出された「政治倫理審査会への回答ならびに申し入れ書」に記載されておりました、入札及び随意契約等に関して有利な取り計らいをしたと疑われてもおかしくない具体例3件について、事務局から関係課に対して、調査請求者の主張内容の事実確認と、事務処理の過程で大西市長が関与する部分があったかどうかについて、確認を行っていただきました。</p> <p>本日は事例ごとに事務局から調査結果の説明を受け、委員の皆様からの質疑を行うという流れで進めたいと思います。1つ1つ区切って報告を行い、質疑応答の時間を設けたいと思います。</p>

	<p>それでは、まず事例1について事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局員	<p>前回審査会で決定した調査事項について、結果及び進捗をご報告いたします。</p> <p>10月10日付けで調査請求者から提出された、「政治倫理審査会への回答ならびに申し入れ書」に記載されていた、入札及び随意契約等に関して有利な取り計らいをしたと疑われてもおかしくない具体例3件の調査につきましては、調査請求者の主張内容の事実確認と、事務処理の過程で大西市長が関与する部分があったかどうかについて確認を行いましたので、ご説明させていただきます。</p> <p>なお本日は、各事例の担当課に来ていただいておりますので、事例1から順番にご入室いただき、質疑応答の際は必要に応じて担当課から回答いたします。まず事例1の担当課が入室しますのでしばらくお待ちください。お待ちいただいている間に、資料1-1と資料1-2をご用意ください。</p>
	<p>工事契約課、事例1担当課所属長 入室</p>
事務局員	<p>資料1-1及び資料1-2を説明</p>
会長	<p>事例1について委員の皆様から何かご質問等があればお願いいたします。</p>
委員	<p>素朴な疑問ですが、参考資料集の7ページと13ページにある総合評価方式の評価基準について、一番上の2項目で「同種工事の施工実績」と「登録業種の工事成績評定点の平均点」とあります。この部分について、最初から点数が2点などと決まっていますが、新規参入者にとっては不利な評価基準にならないのでしょうか。市長が原因とかそういうことではなく、制度上の問題として、最初からスタートラインの違う競争を強いられることになるのではないかと気になりました。</p>
工事契約課	<p>工事契約課でございます。工事の発注に関しては、まず発注の前に業者の資格を確認しており、建築工事に関してはランク付けというものを行っております。結局、小規模な工事しかできない業者が、いきなり大規模な工事ができるわけではないため、AランクやBランクなどランク付けをしています。その時点でまず区分けをして、そこから更に、今回の工事についてはAランクの業者であることを条件としており</p>

	<p>ます。ちなみに、総合評価という制度は、金額の高い工事にしか取り入れておらず、安い金額の工事は総合評価では実施しません。ですので、新規参入といっても、やはり小規模な工事しかできないので、まずは実績を積んでいただくということになります。</p>
委員	<p>例えば、Aランクの業者で、1回も市や国や県の仕事をされたことがない業者はいないのでしょうか。実績ということですから。</p>
工事契約課	<p>該当する事例もあります。</p>
委員	<p>であれば、少し不利になるのではと思うのですが。</p>
工事契約課	<p>1社が契約をとりすぎることがないように、手持ち制限を設けております。いわゆる、履行期間中の工事がある場合はこの入札への参加はできないとか、そういった制度です。熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例など、満遍なく地域経済に行き渡らせるための制度もいろいろとございます。</p>
委員	<p>フローチャートについての質問です。契約相手方に関する「①市長からの指示の有無」、「②内容」とありますが、これに対して「なし」という文字が記載されております。1つ目の質問は、どういう調査結果に基づいて「なし」という結論を出されたのでしょうか。</p> <p>また、2つ目の質問として、「なし」という記載がない部分は空白になっております。これは、市長が決裁に関わらないからという趣旨だと認識しておりますが、市長が決裁権者でない部分についても、市長からの指示があったかどうかは確認されたのでしょうか。この2点について、ご回答をお願いいたします。</p>
工事契約課	<p>まず、市長の指示があったかどうかの調査方法については、先ほどの資料で決裁ラインが載っていましたが、当時の幹部である副課長、課長、部長に関しては現職で本市に残っておりますので、私の方から聞き取りを行いました。その結果、「一切ない」という確認をとっております。また、確認の仕方として、この決裁や、この工事に限らず、他の工事も含めて全体的に市長の関与があったかどうかを聞いております。それに対する回答として、「一切ない」ということで確認しております。</p>
委員	<p>先ほどの質問に関連して、参考資料集 16 ページの「送付</p>

	<p>表」で決裁、チェックをされたということですが、このチェックというのは、具体的に何をしてチェックをすとか、チェックするための用紙とか、どういったものになるのか伺いたいです。</p>
工事契約課	<p>基本的に課内においては、いわゆる原議がありますので、その原議を見て承認、決裁を行います。何を使って決裁するかと言いますと、文書管理システムというものがございまして、いわゆる電子で決裁できるシステムです。なお、電子の中に原議と同じ内容が含まれておりますので、部長以上に関しては、電子のみでの決裁を行っております。</p>
委員	<p>決裁していく中で分からないことを尋ねたり、指示を出したりする場合はあるのでしょうか。</p>
工事契約課	<p>中にはあります。中身に関するお尋ねや指示は、基本的には我々の方にはないです。</p>
委員	<p>チェックの際、例えば、備考とかに何か入力するのでしょうか。</p>
工事契約課	<p>そうです。コメント欄がありますので、そこに入力して我々の方にキックバックがあります。ただし、この事例に関しては一切ありません。</p>
委員	<p>実際に市長が決裁する際は、決裁ボタンを押したりするのだと思いますが、これだけ大きなプロジェクトだと、事前に何度か市長までご説明したり、面会することがあるのでしょうか。</p>
事例1担当課	<p>フローチャートの3ページに記載のとおり、令和4年7月22日に市長報告というものを行っております。こちらについては、当時の事例1担当課が、今回の工事が不落であった旨を報告したものです。[]工事については、当事例の建築工事以外に、土木工事と電気工事と機械工事の3本があり、それらは落札をしておりました。建築工事だけが進まない、[] []というような流れになりますので、どうしてもこの工事を先に契約する必要がございました。その旨を電子上の資料で市長に報告をしたという状況です。</p> <p>報告した際、もし市長がお知りになりたいことがある場合は秘書課を通じて指示等がありますが、当時の[]や部長に</p>

	確認したところ、この件に関しては一切なかったというふうに伺っております。
委員	ということは、入札前の段階で、こういった要件で募集しますという市長への説明はないということでしょうか。
事例 1 担当課	基本的には、先ほど説明のあったフローチャートの3ページの上から2行目にある6月14日の工事契約課に対する契約依頼の前に、こういう工事をやりますという報告は行っておりません。どちらかというと、いつぐらいにはオープンができそうだとか、そういった全体のスケジュール等について事例1担当課から市長に報告しております。
委員	そういった場合は、電子上ではなく管理職の方が伺って説明をするのでしょうか。
事例 1 担当課	よほど再開をする、しないというような内容であれば、おそらく面談でご判断いただいているかと思いますが、スケジュールの見立てなどに関する内容であれば、基本的には電子でご報告しております。
委員	実際に市長と直接お会いして説明する機会は、あるにはあるけれども少ないということでしょうか。
事例 1 担当課	この工事に関しては、基本的に直接面談での報告は行っておりません。それよりも前、 有識者の方々にご検討いただいておりますので、最終的なご判断については、直接面談で行われていたと伺っております。その際には、例えば、工事について少しでも予算を浮かせるために、 といった方向性等については、直接お伝えしているところです。
委員	分かりました。
会長	今回の案件については、面談での接触はないという理解でよろしいでしょうか。
事例 1 担当課	はい。
委員	フローチャートを拝見しますと、議会の議決というのは非常に重要なプロセスの1つだと思いますが、議会ではもちろん総合評価方式など様々な資料を出した状態で、議員の方々が議論し議決するという理解でよろしいでしょうか。
工事契約課	議会に提出するのは議案のみです。参考資料集の1ページ

	目と2ページ目を議案として議員にお見せします。
会長	議会ではこの案件について何か質問はあったのでしょうか。
工事契約課	すみません。そこまでは確認しておりません。
会長	分かりました。他にご質問が無いようでしたら、事例1については以上としたいと思います。お忙しい中ありがとうございました。 続いて、事例2の担当課をお呼びしたいと思います。入室をお願いいたします。
	工事契約課及び事例1担当課退室、事例2担当課入室
事務局員	資料2-1及び資料2-2を説明
会長	それでは、事例2について何かご質問等はございますか。
委員	フローチャートを見ると、そもそも市長は決裁権者ではないため、契約相手方に関する指示・内容の欄も空欄となっているかと思えます。とはいえ、決裁権者でなくても、市長から業者選定について何か指示があったり、影響力を与えたりしたのではないかという部分の調査はされたのでしょうか。
事例2担当課	この業務委託の業者選定について、市長から何らかの指示のあったということはございません。あくまでも、先ほど説明があったように、施設を有して処理能力があるかどうかと、 の適正な処理を目的に契約をしております。
委員	大西市長からの指示がなかったことを、どのように調査されましたか。
事例2担当課	私も今年度4月に異動して参りましたので、それ以前の者に確認はとりましたが、何らかの書類があったとか、そういうわけではございませんので、本当になかったのかということまでは正直お答えできません。ただ、私が知る限りそのような指示は聞いたことがないということです。
委員	聞き取り調査を、何人かには行われましたか。
事例2担当課	私よりも前から当課に在籍している職員に確認しました。なお、業者が決まった後も市長に対する報告は特にしておりません。
委員	分かりました。
委員	そもそも無いことを証明することは不可能ではないでしょうか。
委員	ただ、それをできるだけ明らかにするために調査方法まで

	確認する必要があると思いましたので、お尋ねしました。
委員	フローチャートについて、[]が寄附もしくはパーティー券の購入したかどうかについては確認できていないということでしょうか。
事務局員	「主張内容」には、[]地区と[]地区だけ記載されておりましたので[]地区については確認をしておりません。
委員	分かりました。
会長	今の説明で確認が取れていないのは、どれのことでしょうか。
事務局員	寄附の話でしょうか。この[]の方がパーティー券を購入していることは確認できましたが、寄附をしたかどうかは確認ができておりません。調査請求者から提出された資料からは直接確認ができていないということです。
会長	寄附に関しては確認していないということですね。
事務局員	そうです。代表者名で確認したところ、代表者名はありませんでした。他の役員等であれば分かりませんが。
会長	分かりました。 この件については、もう他に業者の選択肢はないという状況なのでしょうか。
事例2担当課	そうです。[]の量と、その処理能力を鑑みると、[]地区を入れてこの3社にお願いするしか現状では適切な処理能力が確保できないという状況でございます。
委員	参考までにお尋ねしますが、業務委託料はどのように決まるのですか。
事例2担当課	基本的には業者から提出される参考見積と、我々の方で、例えば[]に必要な人数や、処理業務の従事時間、[]であれば[]の量、従事人数、[]等を鑑みて、業者と協議のうえ金額を決定しております。 それを踏まえて予算案として議会に上程し、議決いただき、その上で契約をしております。
会長	それでは、事例2については以上としたいと思います。最後に事例3の担当課をお呼びしたいと思います。
	事例2担当課退室、事例3担当課入室
事務局員	資料3-1及び資料3-2を説明

会長	それでは、事例3について何かご質問等がありますか。
委員	確認です。「 XXXXXXXXXX 」の補助金のところで、8法人の応募の中から4法人採択されたということですが、これは審査部会で決まったのでしょうか。
事例担3当課	実質、外部の学識経験者等から成る審査部会で決定します。それをそのまま形上といたしますか、市長決裁をとっているというところですか。
委員	その際の基準というのは、先ほど参考資料集にあった数値化された審査基準表になるのでしょうか。
事例担3当課	そうです。資料提出までの時間がなく、今年度募集した際の審査基準表をお渡しさせていただきましたが、その後、当時の審査基準表も探し確認したところ、ほとんど内容は変わっておりませんでした。
委員	確認したかったのは、点数化してあるわけですので、要するに機械的に4件が決まったのか、或いは、審査部会の中でいろんな議論があって決まったのか、そのあたりは何か分かりますか。
事例担3当課	例えば、審査基準表の一番左に審査項目がございますが、1の「配置」であれば、先ほど事務局から説明があったように、既存施設があるかどうかで点数が機械的に決まります。2の「用地」や、3の「建物・設備」につきましても、この設備があるかどうかで点数が決まります。4の「所有権・抵当権」につきましても、お金に関するものですが、基本的に機械的に決められるものです。5の「資金」も同様でございます。 唯一、最後にある6の(1)について、ヒアリングがございます。当然、市長が入るわけではなく事務方でヒアリングを行いますが、ここだけが、そのヒアリング後の採点によって決まる場所です。点数としては、全体の30%ぐらいでございます。
会長	ヒアリングはどのようなことを聞かれるのですか。
事例担3当課	基本的な施設整備計画、災害対策、人材の確保に対する考え方や、なぜ施設整備をされるに至ったのかというようなことを聞かせていただいております。
委員	フローチャートに従って質問させていただきます。まず、2ページのところで、「 XXXXXXXXXX 」の法人選定に

	<p>については、大西市長の就任前ですので関わりないだろうと推察されるかと思えます。次に、「XXXXXXXXXX」につきましては、応募があった8法人のうち4法人が採択されたとのことで、それを選定したのは審査部会ということですよ。</p>
事例担3当課	<p>審査基準表に則って審査を行ったものに対して、審査部会が承認をするという形ではございます。</p>
委員	<p>承認するという形で、最終的に決定するのは審査部会ということですよ。</p>
事例担3当課	<p>実質、そうです。</p>
委員	<p>最終的に4法人採択されておりますが、その採択の過程に、市長の意向が働いたようなことはなかったという認識でよろしいでしょうか。</p>
事例担3当課	<p>事務局側で作成した案と、審査部会から出てきた案の内容は全く変わりませんので、市長の意向が働いたということは全くないと認識しております。外部に出すため事務局側の案を作成した際には1回だけ市長へ報告は入れておりますが。</p>
委員	<p>次に、「XXXXXXXXXX」の件ですが、応募があった8件全てを国へ提出して、8件採択とあります。ということは、応募された方は全て採択されたということですよ。</p>
事例担3当課	<p>そうです。なお、実際に採択するのは市ではなく国ですので、採択に関して市長の意向が働くとは全くないと考えております。</p>
委員	<p>採択したのはあくまで国の判断によるものということで、市長が影響を及ぼすことは全くないという理解でよろしいでしょうか。</p>
事例担3当課	<p>はい。国が持っている予算に従って、国が決定するということです。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
会長	<p>よろしいですか。担当課の方、ありがとうございました。</p>
	<p>事例担3当課 退室</p>
会長	<p>その他に報告事項等はございますか。</p>
総務課長	<p>第4回審査会において、今後調査することとなっております、大西市長の資金管理団体への照会につきましては、委員の皆様へ11月19日に、照会文案の確認をお願いするメー</p>

	<p>ルをお送りしているところでございます。11月27日をめぐりに、内容の確認をいただければと考えております。確認をいただきました後、12月上旬をめぐりに照会をかけたいと考えておりました、次回の審査会までに回答いただきたいと考えております。</p>
会長	<p>調査請求書の「違反の内容」について、その後出していたご意見も含めて、事務局で資料を作っていたと考えております。これについて、まだご意見として出されていないところがあれば出していただいて、次回に進みたいと思いません。何かご意見ございませんか。</p>
	<p>意見なし</p>
会長	<p>それでは、1つだけお諮りします。第1段落のところに出てくる文章で、要するに「住所（又は所在地）は役員を務める会社の所在地となっており、実質的な企業献金との疑いが持たれる」という部分に関して、申し入れ書や委員からのご質問にもあったように、口座を資金管理団体に聞くかどうかという点について、何かご意見ありますか。おそらく、メディアの注目はここであろうかとは思いますが、率直な印象で言うと、住所欄に会社の所在地が書いてあることが実質的な企業献金の疑いを持たれるという部分が、第1号の中の文章に書かれておりますので、実質的な企業献金に当たるということを真正面から問題にしている調査請求書の内容ではないというのが私の意見です。</p>
委員	<p>もう少し補足をお願いできますか。</p>
会長	<p>要するに、この第1段落は何に違反しているかという違反の条文としては、基本的に「有利な取り計らいをしないこと」です。それを説明するファクターとして、住所欄に会社の住所が書いてあることが実質的な企業献金ではないのかという文章が出てくるわけです。</p> <p>ただ、この第1号の条文は、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしたかどうか、これに違反しているかどうかを問う条文ですので、これとの関係としてはどう位置付ければ良いのだろうというのが素直な疑問です。</p>
委員	<p>実質的な企業献金とみなすのであれば、それを調査請求者に証明してもらう必要があって、どう証明するのかと言えば、寄附者の会社の帳簿を出してくださいという話になるか</p>

	<p>と思います。審査会でやるところではないのかなという気がします。</p>
会長	<p>ただやっぱりそれは一般の人には難しいですね。審査会にはそれなりに調査する機能があるので、審査会でやって欲しいという思いが調査請求者側にもあるのだろうと思います。</p>
委員	<p>でもそうすると、市長の話ではなく寄附者の話になるので、最初の議論でもあったように審査会で扱う案件ではなくなるということですよ。</p>
会長	<p>おっしゃるとおりです。企業献金であるという判断が審査会でできるのかということです。おっしゃるように、詰めていくと事業会計まで明らかにしていただかないと、最終的な判断はつきません。そうなってくると、要するに、寄附者側に問題あったかなかったかという話になるので、審査会のテーマとしてはどうなのかと思います。</p>
委員	<p>持たれている疑問としては、第1号の条文は「有利な取り計らいをしない」となっているのに、申立てとしては「疑われる」というふうになっているため条文に当たらないのではないかとということですか。</p>
会長	<p>いえ、単に疑問に思っているだけの話です。こういう状況で口座の情報をいただくというのは非常に踏み込んだお願いになると思うので、こちらとしても何のためにそれをお願いするのかということを確認しておかないといけません。それが、企業献金かどうかを判断するためですと言い切れるかどうか。そうすると、なかなか私としては自信がないです。きちんと立証できるような理由があれば、出させていただきたいなと思っています。</p>
委員	<p>私も一緒の考えでして、調査の限界というのは当然あると思っています。捜査機関であればしなければならないと思いますが、会長がおっしゃるように、この先はなかなか踏み込めないのではないかと思います。</p>
委員	<p>そもそも個人献金で会社の住所を書くというのは、自宅を知られたくないからという理由もあります。ですので、会社の住所を書いたからそれが全て企業献金となることは全くないと思っています。</p>
委員	<p>そうですね。おっしゃるとおりだと思います。ただ、こ</p>

	<p>の審査会では誠実に対応した方が良いでしょうし、しなければならぬのではということです。</p>
会長	<p>それを踏まえると、やはり企業献金であると断定するのは、かなり厳しいと思います。仮に口座が事業会計の口座であったとしても、個人事業の場合は個人の私生活も一緒にされていることもあるかと思います。私も詳しくはありませんが。口座名だけでクリアになるとは限らないですよ。</p>
委員	<p>口座が事業会計だとしても、会社が個人に振り替えて回収しているかもしれません。</p>
会長	<p>そこまで踏み込まないと決定的なことは言えないということです。そうすると、事業会計を全部出してくださいというところまでお願いするのはなかなか難しいのではないかと思います。もし、企業献金であるかを判断するのが審査会の使命であればやらないといけません、調査請求書の位置付けとしては、そのような書きぶりにはなっておりませんので。</p>
委員	<p>この点に関しては、最初に総務省と熊本県選挙管理委員会にお尋ねして、企業の所在地を記載しても違反ではないという回答をもらっている、それで押したらだめでしょうか。</p>
会長	<p>違反ではないとすると、もう一つは「疑い」を考える必要があるかと思います。「疑い」については、この第1号の条文に直に関わるような内容ではありません。触れるとすれば、第5号です。いろんな「おそれ」とかについて、そこで触れることになるかと思いますが、だとすると、それはやっぱり「おそれ」や「疑い」にそれなりの理由があるかどうかという判断になります。そのときに口座の情報まで必要になるかどうかは少し疑問を持っています。口座の情報を出さなくても、「疑い」の判断はできるのではないかと思います。</p>
委員	<p>これあくまでも市長側がどう受け取ったかがベースになると思います。口座がどこであれ、入金・振込元は分からないと思うので、口座がどこだったかとか、どこから出金されたのかというのは、あまりここで大きく影響してこないのではないかと思います。</p>
委員	<p>あと金額ですよ。これだけみんな雁首そろえて寄附している割には10万とか12万なので、本当に寄附なのかと。も</p>

	<p>もちろん企業献金であれば1円でもダメなものはダメですが、何だかそういう経理的なものまでずっと追求していく必要性も出てくるのではないかと思います。</p>
	<p>委員1名退席 以降出席委員9名となる</p>
委員	<p>先ほど出た市長の認識というお話はまさしくそのとおりだと思いますが、その点を踏まえて、調査請求者の方がおっしゃられている、口座を調べて欲しいという願いは、企業名義で振り込んでいたらそれは企業献金と認識できたはずだというお考えがあるのかなと思います。ですので、市長の認識ということを見ると、やはり誰名義で振り込んであるかということを通帳で調べないと、なかなか調査請求者は納得しないのかなと思います。</p>
会長	<p>調査請求者の納得感ですか。</p>
委員	<p>調査請求者に限らず市民も同じだと思いますが、要するに、振り込み名義が企業名義であれば、さすがに企業から献金を受けているという認識があると思います。ですので、私は調査したほうが良いのかなと思ったところです。逆に、もし個人名義であれば全く問題ないということです。</p>
委員	<p>会社名義であっても、会社がまとめてやったわけで、個人から回収することもあります。</p>
委員	<p>ただ、会社名義であるときは、さすがに資金管理団体側が、「これは企業献金ですか」という確認をしなければならないのではと思うのですが。</p>
会長	<p>調査する目的としては、企業献金として疑われると思うことを認めるために、或いは、認めないために口座を調べる必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。企業名で振り込んでいた場合は企業献金の可能性が高くなると思うので、やはり資金管理団体側が対応しなければいけなかったということになるのではないかと思います。どこかにそういうことが書いていませんでしたか。</p>
委員	<p>10月10日の申し入れ書でしょうか。</p>
委員	<p>10月10日の申し入れ書の4ページ目の真ん中にあたりです。①の「寄附の口座振り込みの確認について」のところで、最後の部分を読み上げます。「具体的には、市長に新世代政経懇話会の口座5年分を提出していただき、審査会で確認すればいいのではないのでしょうか。その際、振り込みの通帳が個</p>

	<p>人のものか、会社・団体名の通帳なのか確認すれば、市長の弁明が裏づけ出来るのではないのでしょうか。この調査をしない限り、審査会として「企業の経理を通した寄附」か「個人の寄附」か、結論を出すことは困難ではないのでしょうか。今回の調査請求の中心点が明らかになると思われます。」と書いてあります。私も100%正確に意味をとらえ切れてはいませんが、この「通帳」というのが相手の通帳を調べるということではなく、こちらに残っている通帳の明らかな振込者の名義を調べることを言いたいのだと思いますが、そうであれば、「該当部分を出してください」とお願いすれば資金管理団体から出してくれるのではないかと思います。</p>
会長	<p>該当部分というのは、個人名義と会社名義の数を出してもらうということですか。</p>
委員	<p>数を出してもらうというか、収支報告書に具体的な名前が挙がっておりますので、企業だと疑われている方、もしくは、全員分でも良いのですが、その振り込み名義が分かる通帳の部分について、マスキングしていただいても構わないので、そこまで資金管理団体側で特定していただいて提出してもらったら、一からこちらで調べるよりは負担はかからないと思います。</p>
会長	<p>一から調べることはもちろん出来ないので、資金管理団体に協力を得てお願いするかどうかということですね。</p>
委員	<p>それか、今日調査した3事例の方の分だけ調査するのはどうでしょうか。</p>
会長	<p>ただ、疑いがあると言われているのは、住所欄に会社の住所を記載した91人ですよね。別に5年分に限る必要はないかと思いますが。</p>
委員	<p>そうですね。調査請求者が主張しているのは、何年分だったでしょうか。</p>
総務課長	<p>第4回審査会の資料5をご確認ください。たしか3年間だったかと思います。事務局で統計的にまとめた資料があります。</p>
会長	<p>出してもらうとすれば、振り込まれた通帳の名義人が分かる資料があれば良いということですね。</p>
委員	<p>はい。あとは、令和何年分かというのを識別するために日付も必要かと思います。</p>

会長	その資料をいただく目的は、疑われても仕方がないという1つの材料になるということと、もう1つ、資金管理団体側にチェックする義務があったのではないかということを確認することでしょうか。
委員	そうですね。調査請求者は実質的な企業献金があったと言っておりますので、そこは先ほど会長がおっしゃったように直接論じる必要はないという意見もあるかと思いますが、やっぱり調査請求者側としては大きな問題と認識されているのかなと思います。ですので、一応それについて調査して、何らかの結論を出す必要があると思いました。
事務局員	理解のために質問させていただきます。その調査は、この企業献金との疑いを持たれるという部分の、補足的な部分として行うということでしょうか。
委員	そうですね。
事務局員	ただ、構成としては、企業献金との疑いを持たれるというものの根拠として、住所が会社の所在地になっているというご主張だったかと思います。ですので、もともとその主張は、調査請求書にはないけれども、関連するため調査するという形でしょうか。
委員	そうですね。あと、実質的な企業献金ということであれば、調査請求書に直接書いていないとしても、第2段落や第4段落にも該当するかもしれないと考えております。
事務局員	仮にこれを調査することになると、今後、同じような、企業献金の疑いを持たれることに関する請求があった場合、全部調査していくことになるのでしょうか。
委員	どれくらいの根拠があるかによります。今回の特徴は、寄附をした人の大多数が、その企業の住所を書いているという状況です。これはかなり特徴的だと思っております。ですので、その企業の役員の方々が何でそうしたのか、どう考えたのか、というところによるかと思いますが。また、調査請求者の方も、企業の住所だからとか、役員だからとか、それらを根拠として実質的な企業献金だと主張されておりますので、何ら根拠もなく言っているわけではないと思っています。
委員	ただ、そのためにきちんと総務省や熊本県選挙管理委員会に裏付けを取っております。どうしても誠実に答えたいとい

	うことであれば、今疑われている3事例の分だけ調査することで誠意にはならないでしょうか。
委員	私もこう言っておきながら、自分の中でまだ迷いがあります。
会長	お願いをする可能性があるとして、通帳の名義が分かる資料を出していただくということであれば、そこまで時間はかからないと思います。ただ、これについては今日この場で決めるよりも、次回に、1号、2号、3号、5号と、違反の全体的内容を俯瞰した上でお願いするという判断をしても、時間的にはまだ良いのかなとは思いますが、一旦皆さん持ち帰っていただいて、考えてきていただくことにしたいと思います。
委員	私も、絶対そうしなければいけないというところまで考えがまとまっておりません。
会長	<p>それでは、次回について、公開にするか非公開にするかを決めておかないといけないと思います。今日の議論のように、かなりもう報告書、というのが何を指すかという、勧告書や審査結果の概要など全部を指すような言葉で良いですかね。その作成に向けた具体的な議論を展開していかないといけません。前回の平成27年の審査会でも、やはり後半部分における具体的な報告書の内容に関わるような審査会は非公開で行っております。</p> <p>今回の事案についても、もう、そういう段階に入っていないといけないと思いますので、私としては、次回も非公開で開催してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	委員了承
会長	それでは、全員の合意を取れたということを確認させていただきます。
会長	あと、参考資料1について説明しておく、今後の進め方ということで、条例の第7条第4項において、この審査会が審査を終えた際には、審査結果の要旨を公表することが定められています。場合によっては、同条1項に基づき勧告書を作成することもあります。これについては、これからご判断いただくこととなりますが、参考までにということで、前回の平成27年度の事案で公表した資料を、参考資料1としてお配りいただいております。また、これらの公表資料作成に

	<p>あたっては、運営要綱において、数名の委員で構成される起草委員会を設置して作業することができるということにもなっております。平成 27 年度の場合は 3 名で構成したということですが、今後、そのような動きがあるということをご承知おきいただいて、協力をお願いしたいというものでございます。</p>
会長	<p>それでは、以上で今日の審議は終了したいと思います。違反内容の審議については次回に回すことになりました。申し訳ございません。次回は、これ 1 本で議論していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>

第6回熊本市政治倫理審査会 議事要旨

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日 : 令和7年(2025年)12月23日(火)

開催時間 : 午前10時 ~ 午後0時15分

開催場所 : 熊本市役所 議会棟2階 総務委員会室

出席者 : [委員] 鈴木 桂樹 会長 野田 幸孝 委員
森 徳和 副会長 藤本 雅士 委員
岩下 芳乃 委員 宮園 由紀代 委員
川内 恵里 委員 吉見 仁宏 委員
西村 まりこ 委員 向井 洋子 委員

[事務局] 総務局長 津田 善幸
総務局行政管理部長 黒部 宝生
総務局行政管理部総務課長 那須 光也
総務局行政管理部総務課副課長 上田 弘幸

欠席者 : 関 智弘 委員

議事要旨

会長	<p>定刻となりましたので、ただいまから熊本市政治倫理審査会を開会いたします。関委員から所用のため欠席される旨の連絡がありました。開催定数である委員の3分の2以上の出席が確認されておりますので、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の審査会を非公開で開催することについては、前回の審査会において3分の2以上の委員から同意をいただいております。つきましては、熊本市政治倫理条例第4条第5号に基づき、本日の審査会は非公開で開催いたします。</p> <p>それでは、報道の方はここまでということで、退会をお願いいたします。</p>
	報道 退室
会長	<p>はじめに、第5回審査会の会議録の確認を行います。会議録については事務局から事前に確認依頼があったかと思いますが、内容の誤り等はなかったでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>それでは、会議録を確定させていただきます。</p> <p>本日は、はじめに、事務局から前回審査会で決定した調査事項等について報告していただきます。よろしく申し上げます。</p>
総務課長	<p>大西市長の資金管理団体への照会につきまして、調査結果をご報告いたします。</p> <p>この照会につきましては、委員の皆様にご確認いただき、12月2日付で先方に通知をいたしました。これに対して、12月11日に事務局宛に回答が提出されました。回答の内容については、資料1のとおりでございます。</p> <p>また、前回審査会で委員の皆様にご意見をいただきました公開質問状につきましては、12月18日付で調査請求者へ回答を送付しております。</p>
会長	<p>それでは、調査請求書の違反の内容について、具体的な審議に入ります。事務局で資料を作成いただいておりますので、その説明をお聞きして議論をしていくという形で進めます。それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員	資料2第1段落を説明
会長	段落ごとに進めていきたいと思っております。

まず、前回の議論とも関わってくるのが、「住所（又は所在地）は役員を務める会社の所在地となっており、実質的な企業献金との疑いをもたれる」という部分を、どう考えるかということです。前回、この部分の調査手法として口座名義を調べるかどうかを議論していただいて、私の方からもいろいろと意見を申し上げたところです。これについて、あくまで材料として、私なりに改めて考えたことを最初にお話しさせていただきます。

まず、そもそも論として、この審査会のミッションは何かという点を押さえておく必要があるかと思いますが、第一義的には調査請求書で指摘された事柄について審査すること。そして、その判断基準は政治倫理条例の倫理基準であり、これに照らして違法性があるかないかを審査することであると考えています。

政治倫理条例について書いてあるいくつかの文章を目にしましたが、やはりここの職権によって新たに調査項目を立てることは控えるべきだという記述がいくつかありました。これはもっともだと思っています。

だとすると、本件における具体的な倫理違反として指摘されているのは、事務局からご説明があったものをはじめとして、6点だと思います。第1段落1つ、第2段落1つ、第3段落1つ、第4段落に実質3つ書いてあるので、全部で6点です。その中で、住所欄に会社所在地が記載されていることに関しては、第4段落の2つ目に書いてある虚偽記載の部分であり、この虚偽記載が条例3条の第5号に違反しているという指摘がされております。

この虚偽記載については、審査会で判断をしなければならないと思いますが、実質的な企業・団体献金については、具体的に条例第3条のどの号に違反しているという記述はありません。あくまで、第1号違反の有利な取り計らいを指摘するための推論の中で位置付けられている文章であると言えるのではないかと考えます。

そうすると、仮に、審査会で判断する必要があることと言えば、住所欄に会社所在地が記載されていることが、実質的な企業・団体献金であるという疑念を持つこと自体の、蓋然性や妥当性についての判断をすれば良いと考えるわけです。こ

	<p>の点で言えば、調査請求者から提出された調査請求書の中に いろんな報道資料が添付されており、有識者のコメントや、 昨今の政治不信の風潮等を勘案すると、疑念の妥当性を判断 する材料は、すでに十分あると思います。</p> <p>疑念の妥当性について、今の材料でできるのではないかと 考えると、口座名義を調査する必要はないのではないかと いうことを前回たどたどしく言おうとした筋だったのかな というふうに思っているところです。</p>
委員	<p>拙速な意見かもしれませんが、「疑い」と「おそれ」を何で 使い分けて定義してあるのだろうと、ずっと私の中で疑念が ありました。</p> <p>インターネットでいろいろ調べてみると、「疑い」というの は政治倫理基準に違反する具体的な行動や、市長の恣意的な 介入がある場合であって、審査のポイントとしては、事実と か証拠資料というものがあるかないかという点かと思いま す。私の判断では、今のところ、そういったものは見当たら ないと考えています。また、「おそれ」というのは、将来的に 不適切な結果や悪影響を引き起こすかもしれない可能性が あるかどうかということで、市民の信頼を損なう行為を未然 に防いで透明性の高い政治を実現するために重要な要件と いうふうに書いてありました。つまり、リスク回避の視点で す。ですから、審査会としてすべきことは、客観的に違法性 があるかどうかという判断と、もう1つは、未然に防ぐ予防 的な視点からの勧告というのも視野に入れる必要があるの ではないかと思いました。</p> <p>要するに、私の解釈では、客観的な倫理基準と、予防的・ 予見的な倫理基準の2つの倫理基準が必要だと考えていま す。私が第3回審査会でお話したR社の方は、違法行為を されて有罪判決となり11月1日にマスコミに載りましたが、 この件について、このまま寄附を受け続けると、将来的に市 民の信頼を損ねるのではないかとずっと気になっていまし ました。ですので、会社の住所を記載することについては、なか なか結論を出しにくいかと思いますが、自制的であるべきと いうような勧告が、予防的な視点からは必要なのではないか と思いました。大西市長本人もそのようなことをおっしゃっ ていたかと思います。</p>

	<p>また、予防的・予見的という視点からすると、将来的に2つのおそれがあると思います。1つ目は、政治的・道義的批判を受けるおそれです。つまり、市民の信頼を確保するという意味では、積極的に説明責任を果たした方が良いということです。2つ目は、品位と名誉を損なう行為に繋がっていくおそれです。そういった意味で、行動を律するという視点が必要だと思いました。</p> <p>理由としては、第3回審査会で、大西市長の「政治理念に共鳴をしてくださっている方からの善意で寄附をいただいて、応援をしてくださっている。」という発言との齟齬が生じるからです。</p> <p>悪意の行為をなされたR社の方は指名停止を受けているので、3条5項の「職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない」という部分に基づいて、指名停止という制裁を科されていると思いますので、その点には納得できました。</p> <p>ただ、資金管理団体からの回答の2の4のところで、将来的に信頼を損ねるようなことがあればその寄附は受けないというような回答を提出されております。ですから、審査会として、そういう努力をしてもらいたいという勧告は出しても良いのかなと思ったところです。</p> <p>以前、会長から、副次的なものについては出来るだけ議論せず、項目との関連があればしていくというご発言がありましたが、関連があるとすれば、先ほどの段落の2号との絡みが出てくるのかなと私は考えておりますので、こういった発言をさせていただいております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>全体に関わる評価・視点に関するご意見だと思えます。個別具体的な項目で、この視点から見てどうなのか、という意見はぜひ出していただきたいと思えます。「疑い」や「おそれ」については、最終的には社会常識で判断するみたいなことしか文章としては出てきませんので、非常に難しい判断を迫られていると思えます。</p> <p>また、調査請求書の文章を中心に議論するという趣旨につきましては、この文章に対して5千700筆の人たちが署名をされているので、やはりこれを一番の拠り所にしていかないと議論が拡散してしまいます。拡散していく内容によって</p>

	<p>は、もっと大事なものも含まれているかもしれませんが、審査会のミッションとしては、あくまで、調査請求書の中に書かれている柱を中心に議論していくべきではないかと考えております。</p> <p>ただ、今のご意見は、要するに、今後の視野に含めてどうい意見を出していくか、ということです。この審査会の設置目的が、熊本市の政治倫理の改善・向上を目指しているという趣旨が書いてありますので、そういうものを汲んでどうい物言いをしていくかという事かと思ひます。表現はなかなか難しいかと思ひますが。</p>
委員	<p>地方自治法には、政治倫理は市町村や地域によって異なると書いてありました。今、書いてあったそのものと、予防的・予見的という2つの視点が重要であると書いてあったので発言させていただきました。</p>
会長	<p>口座名義の調査については、調査しないということでもよろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>それと、この後の議論に関連して確認ですが、収支報告書に書いてある寄附は、個人による寄附という前提で議論を進めてよろしいでしょうか。これについては、住所の定義はないという熊本県選挙管理委員会からの回答や総務省からの回答も参考になると思ひますし、熊本県選挙管理委員会のホームページに掲載されている「令和6年分政治資金収支報告書記載要領」の17ページに個人からの寄附の記載例があります。これをみると、職業欄に、A会社社長、B会社役員、C会社社長と書いてあるのですが、このA、B、Cの使い方はどう見ても、左端のA山太郎とか、B山次郎とか、C山花子って書いてあるので、固有名詞が入ることを想定した例としか私には読めませんでした。だとすると、この個人献金の寄附に、その人が勤めている個別の会社の情報が入ったとしても、書類としては個人寄附として受け付けられると言えるので、本件で問題になっている寄附についても、個人による寄附という前提で議論を進めて良いのではないかと考えたところではあります。この点だけ確認をしたいのですが、それでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>住所の部分と職業肩書きの部分があるかと思ひますが、今</p>

	<p>会長が指摘なさったのは、職業肩書きの部分においては、いわゆる会社の役員だ、社長だと書いても記載要領上問題ないということです。言い換えれば、会社の役員が個人として寄附することは前提となっているというお話かと思えます。ただ、住所の部分に関しては、この記載要領から何らかの判断をすることはできないかと思えます。そういう意味では、住所の記載については、総務省や熊本県選挙管理委員会の見解を基に判断していくことになるかと思えます。その上で、会長がおっしゃられたように、この記載から見ると個人献金であると判断しているということだと思えますが、最終的な結論を下す際に、記載上は個人献金と考えられるけれど、それが企業献金と考えられる特別な事情があるかどうかをチェックして、それがなければもう記載のとおり個人献金であると判断する、という判断の流れで進めたら良いのではないかと思えます。</p>
会長	それはここで判断するということですか。
委員	今日という意味ではなく、これからの考え方としてという意味です。今日の時点では、個人献金という前提で考えて良いと思えます。今後、審査する中でそれが企業献金と思われる特別な事情が出てくれば別ですが、出てこなければ個人献金という前提が良いと思えます。
会長	<p>分かりました。まずは個人献金であるという前提で議論を進めて、やっぱり企業献金だという特段の事情が出てきた段階で、また議論をするということにしたいと思えます。</p> <p>記載要領の職業欄に個別の会社名が出ていることに関しては、要するに、調査請求書の中で、住所欄に会社の所在地を書くと、企業が連想されることで個人献金ではなく企業献金ではないかという類推が前提にあったかと思えます。この部分について、わざわざ住所で企業をアピールするまでもなく、具体的に企業名が書いてあっても、書類としては個人献金として受け付けられるという、その事例としてご紹介させていただきました。</p> <p>それでは、これから個人献金として議論を進めて、それを覆すようなものが出てきたら、その時に判断をするということを進めていきたいと思えます。</p>
委員	今おっしゃられた流れで議論していかないと收拾がつか

	<p>ないとは思いますが、個人献金か企業献金かという点については、本件の肝のところだと思います。おっしゃったように、市民感覚からすると、「これはおかしいぞ、企業献金じゃないのか。」というところで、ニュースにもなっているわけです。ですから、個人献金を前提に議論するのは構いませんが、肝の部分として、押さえて議論したいなとは思っています。</p>
会長	<p>押さえて議論するというのは、どういうことでしょうか。</p>
委員	<p>個人献金というのを前提で議論していくというのは、要するに、個人献金か企業献金かという点については、もう議論の中に入ってこないという意味に聞こえたものですから、どのように進めていかれるのかと思いました。</p>
委員	<p>法人の登記では、必ず法人代表者の個人の住所を登記しなければならなかったのですが、去年ぐらいから法律が変わって個人の住所を出す必要がなくなりました。法人登記はどなたでも取れますので、いろんな悪意のあるものや営業的なものが届く可能性があったため、法律が変わった時はとても安心しました。そういう流れからすると、私の市民感覚としては、住所が会社の所在地ではないかという部分に、どうしても拘らなければいけないのかという意見があることは、ここで述べさせていただきます。</p>
会長	<p>今の論点については、一応、個人献金として扱って議論を進めていき、それが覆るような事情が出てくれば、あるいはその視点を入れないと議論が進まないというようなことになった場合に、もう一度確認をしつつ議論を進めていくという扱いにさせていただきたいと思っています。</p>
委員	<p>委員がおっしゃったのは、仮に個人献金であったとしても、会社の住所が書いてあることと併せて考えたときに、やはり企業献金ではないかと疑念を招くような市民感情があるのではないかというご指摘だと思います。個人献金かどうかという認定は当然最終的に行いますが、仮に個人献金であっても、企業の住所が書いてあることを踏まえて市民が疑念を抱くことに対して、審査会としてどういう判断をするかです。そこは別途、最終的に考える必要があるというご指摘だと私は理解しました。</p>
会長	<p>先ほど、私のとらえ方を説明した際に、そういう疑念が出てくるのはもっともだという判断については、審査会の見解</p>

	<p>としてある程度出せるとは思います、問題となっている寄附が全て企業献金かどうか判断することとは別の問題ではないかというふうに申し上げました。これから具体的に議論していきますが、そういった視点からもご意見いただければと考えております。</p> <p>すみません、かなり根本的な論点を出してしまいました。第1号違反に関わることは、要するに、市長が、個人寄附をした人が役員や代表者の企業に多額の公共事業を発注すれば、その企業、「特定の企業」に対し有利な取り計らいをしたことが疑われるというところですが、これは説明にもありましたように、この第1号というのは、有利な取り計らいをしたかどうかという事実の判断が迫られているということです。そして、これについては2つの調査を行いました。1つは、第3回審査会で熊本市の契約監理部に来ていただいて、契約プロセスの中で何か恣意的な介入が制度的に可能かどうかという点について調査しました。もう1つは、調査請求者からの回答の中にあつた、疑われてもおかしくない3つの事例について、第5回審査会で調査しました。この2つを勘案して、例えば、市長による推薦や紹介など、そういう形での影響力の行使、有利な取り計らいがあつたかどうかという判断をすることとなります。これについては、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今会長がおっしゃつたとおり、手続きの面では、市長の恣意的な何かが入る余地はないということが確認されたと思いますが、その他に、一般的な感覚から考えて、個人献金の上限額が年間150万円以内とされている中で、数千万や数十億の公共事業が受注できるのだとしたら、そんなに安い献金はないと思いました。一般的な感覚として、上限150万円で有利な取り計らいの疑いを持つことが多数派なのか、委員の皆さんのご意見を伺いたいところです。</p>
会長	<p>委員としては、持たないということですよ。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>これは政治資金規正法の制度設計を支えている考え方に関わってくるかと思えます。上限150万円の献金で大規模な公共事業を請け負えるのなら、コストパフォーマンスが高いという話ですよ。</p>

委員	<p>そうですね。私も職場で社長の方と色々お付き合いさせていただくことがありますが、年額で売り上げが何千億や何十億あるような社長達のお小遣いは、一般庶民の私とは違うなと感ずることがあります。</p>
会長	<p>捉え方ということもあると思いますが、ここは、有利な取り計らいがあったかどうかということです。</p>
委員	<p>決定プロセスの中では、そういう有利な取り計らいを市長が行った形跡はないということは既に確認済みなわけですよ。ですので、それが無いということの確認で良いのであれば、それで結論が出ていると思います。会長のご意見として、私のこの捉え方が、議論の本筋から逸脱していると思われるのであれば、皆様ご放念いただければと思います。</p>
会長	<p>いえ、落ちている論点があるかもしれないので、遠慮なく意見を出していただきたいと思います。</p> <p>1つ確認しておかないといけないのは、前回の第5回審査会で疑われてもおかしくない3事例について詳細な報告をしていただきました。この調査から、何か有利な取り計らいが確定・発見・認定できたか、有利な取り計らいがあったかなかったかという点を確認しておかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。担当課への質疑応答や事務局の調査からは、あまり明確な影響力の行使があったとは認識できなかったように思いますが。</p>
	委員同意
会長	<p>それでは、この第1号関連については、明確な条例違反は認められなかったという方向性でよろしいですか。</p>
委員	<p>皆様のご意見をお聞きしたいのですが、有利な取り計らいをしたかどうかというのが第1号では問題になっていますが、調査請求者としては疑われるというところを主張されています。条例上、第5号の「その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」と規定があるので、有利な取り計らいをしたことはないけれども、それを疑われることについて第5号の違反がないかの検証も必要なのかなと思ったのですが、調査請求書にそこまでの言及がないので、こちらとしてどこまでそれを検討すべきなのか議論したほうがいいのかと思います。</p>
会長	<p>私も悩みました。形式主義だと言われるかもしれません</p>

	<p>が、調査請求書では、このことがこの号に反するのか反しないのかということをお問われているので、あくまでそれに沿った審議をしないといけないと思っています。ただし、おっしゃるようにいろいろなところで疑いやおそれがありますので、それをどのように処理すればいいのかということです。要するに、調査請求書の柱に沿った6つの判断をしたうえで、審議をする中での懸念や、先ほどおっしゃったような将来的なおそれについての配慮が必要だというのは、プラスアルファの付言など何かの形で表現するということは考えられると思います。これは最後まで審査をして全体をまとめる際に、またご相談したいと思っています。私も同じように悩ましいと思っていたので、その視点を持つておく必要はあると思います。今後の議論の展開に応じて意見を出していただくこととしましょう。それでは、第2段落の説明をお願いします。</p>
事務局員	資料2第2段落を説明
会長	<p>まず、3条の2項の解釈について皆様からご意見を伺いたいのですが、ここでは、基本的に企業・団体からの寄附について書いているのではないかと考えています。以前、立法過程に関する資料を頂いたかと思いますが、その立法趣旨からすると、この第2号の条文は、政治家及びその資金管理団体に対する企業・団体献金ができることを前提に、その企業・団体献金の中でこういうことはやめましょうという条文だと理解すべきなのではないかと思っています。そうすると、先ほどの議論とも関わりますが、この号を適用して個人からの寄附について違法性を議論するのはふさわしくはないと思うのですが、いかがでしょうか。例えば、以前頂いた資料の中で、この条文の制定当時の議会会議事録に条例制定に関する調査特別委員長報告がありましたが、その中で示されていた委員の見解等を踏まえ、企業・団体献金について書かれていると読めるのですが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>例えば、一切寄附を受けてはならないとなっていれば全く寄附を受けてはならないけれど、批判を受けるおそれがある人が寄附を受けてはならないという解釈でしょうか。</p>
会長	<p>お答えになっているかどうかわかりませんが、恐らく条文が書かれた当時を想像すると、1990年ですので、個々の政治家や資金管理団体に対する企業・団体献金が可能だった時代</p>

	<p>だと思えます。それを前提に、寄附することは良いけれども、いろいろな批判を受けるおそれのある寄附は受けてはならないという前提だと考えています。</p>
委員	<p>もともと、寄附は駄目というわけではないけれど、批判を受けたりするような寄附は受けないよという趣旨ということですね。</p>
会長	<p>そのような趣旨で書かれていると思います。悩ましいのは、1994年に政治資金規正法が改正されたことで、政治家個人や資金管理団体への企業・団体献金が原則禁止になりました。そうすると、この条文は改正されずにそのまま残ってしまっているという状況だと思います。ただ、私が狭い情報量の中で考えたことですが、政治家個人や資金管理団体への企業・団体献金が原則禁止になったとしても該当する例はなくはないと考えています。1つは、政党の支部長を務める政治家が、その政党支部へ行う企業・団体献金です。もう1つは、政治団体からの寄附です。これらは、実質上あり得るのではないかと思います。</p> <p>ただ、そう考えると、今回の事例はこれに当たらないと思いますので、この条文において今回指摘されているようなことが問えるのか、正直なところ疑問に思いました。</p>
委員	<p>この「おそれ」の部分について、私は、誤解を招かないように努力しましょうというふうに読んでおりました。</p>
会長	<p>確かにその論点としてはあり得るかと思えます。ただ、私が申し上げたのは、その前提として、この条文に該当するかどうかということです。</p>
委員	<p>この条文では「企業、団体等」とありますが、この「等」というのは、やはり企業、団体、そして、それに類するものと解釈するのが素直だということでしょうか。つまり、ここには個人が入らないという解釈です。この「等」が何を意味しているのかがよく分かりませんが、解釈の仕方として、今申し上げましたとおり、1つは、企業、団体、それに類するものと考えることができるかと思えます。もう1つは、「等」の中に、個人等その他何でも含めると考えるのか。</p>
会長	<p>個人も含める可能性があるという話ですね。</p>
委員	<p>そうですね。ただ、立法趣旨やその経緯等は存じ上げなかったもので、それらの知識がない状態で考えた素朴な疑問を申</p>

	し上げたまでです。
会長	私も、「等」の中に個人献金も入るのではと考えたのですが、やはり、ここの「等」は類するものとして、宗教法人、文化団体などが念頭にあるというのが自然な解釈ではないかと思いました。政治資金規正法も、企業・団体献金と個人献金を分けていますよね。ですので、ここの「等」に個人が入るのは、私は少々無理があると思いました。
委員	そうですね。私も、立法趣旨やその経緯から考えると、会長がおっしゃった解釈が正しいのかなという気がします。
委員	質問ですが、「等」の中に個人が含まれないと解釈した場合、個人の寄附というのは、この倫理基準の中には入っていないと考えて良いのでしょうか。例えば、個人の寄附が道義的批判を受ける内容であった場合はどこで解釈するのでしょうか。3号ですかね。
会長	3号の「金品」の中に寄附が含まれるかどうかという点はあるかと思いますが、4号と5号でも解釈できるかと思っています。5号に関しては、あらゆることに疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこととなっておりますので。
委員	分かりました。
会長	逆に言うと、この2号が、企業・団体献金に特化した文章ではないかと思います。
委員	2号にも一応個人は含まれるけれども、当時、個人献金は法律上も認められていたというところと、その後も認められているというところで、批判を受けるおそれが企業・団体献金よりも少なく表面化しないというだけなのかなと思いました。ただ、排除はされていないので、射程に入っているけれども、問題が顕在化してこないというぐらいのニュアンスなのではないかと思います。
会長	この2号には、個人による寄附も一応は視野に含まれているという解釈でしょうか。
委員	はい。入っているけれども、そもそも法律上認められている部分もありますので、問題となりにくいということなのかなと思います。ただ、排除はされていないので、個人献金であっても、何か政治的又は道義的な批判を受けるおそれがあれば対象になるのではないかと思います。
会長	立法趣旨からすると、当時は、企業・団体献金と個人献金

	<p>どちらも認められているという状況の中でこの条文ができているということを踏まえると、今の解釈はどのようなか。</p>
委員	<p>どちらも認められている中で、ただ、世論としては企業・団体献金は本当に良いのかという疑念があったため、この2号ができたということからすると、全体的な話として批判を受けるようなことはやめましょうということで、裾野としては全体が入っているのかなと思います。</p>
会長	<p>それは、法文解釈として可能なのでしょうか。</p>
委員	<p>「等団体からの寄附による」などと書かれていれば個人が排除されていると思いますが、括弧して「個人を除く」などと書かれていないのと、「企業の」というように限定されていないことからすると、確かに企業・団体献金に射程を置いているのだとは思いますが、個人が排除されているわけではないと個人的に思ったところです。他の委員の皆様のご意見があればご検討いただければと思います。</p>
会長	<p>文言としては、「企業、団体等から」というのが入っていますよね。</p>
委員	<p>そうですね。ただ、個人を特定して排除されているわけではないので、個人も入るという見方も出来ないわけではないと思います。</p>
委員	<p>個人も含めるなら、「企業、団体等から」というよりは、「何人からも」というような定め方になるのが自然なのかなと思います。とはいえ、個人が100%排除されるかという難しい問題ですよね。立法趣旨やその経緯からすると、おそらく企業、団体、それに類するものに絞られると思いますが、環境と時代が変遷して解釈が変わるということもありえるかもしれません。例えば、「等」に、一応個人も含めたうえで判断を出すのか、それとも、個人は含まれないということで判断しないという結論にするのか、どちらかの道を選ばないといけないように思います。</p>
委員	<p>生成AIによると、個人を含める解釈も可能ですが、含めない解釈も十分理にかなっているそうです。</p>
委員	<p>私も同意見で、どちらの解釈もあり得ると思います。立法趣旨という意味でいうと、当初は、個人があまり意識されておらず、主に企業、団体に対する条文だったかと思いますが、</p>

	<p>法律が変わった際に条例が改正されていないことから2つの解釈が成り立つというのは、2号において、「企業、団体」というところにウエイトを置くのか、政治的、道義的批判を受ける「おそれ」というところにウエイトを置くのかによって変わると考えています。まず、「企業、団体」にウエイトを置くのであれば、いわゆる立法された当時の背景から個人は含まれないという解釈になってくると思います。一方、いわゆる「おそれ」というところにウエイトを置くのであれば、法改正も踏まえて、個人も含めて運用して良いのではないかという解釈も成り立つという意味で、委員がおっしゃったようにどちらの解釈も成り立つということに私は賛成です。</p>
会長	<p>それでは、両方で判断しましょうか。立法趣旨からすると、そもそもは、個人献金に当てはめる条文ではありませんが、個人献金に対する一定の制限や後段部分に重きを置くような解釈にすると、どのような判断になるかという2つの判断を示すということですね。</p>
委員	<p>両論併記という書き方が良いかどうかは別として、それぞれの解釈に基づいて判断するというやり方はあると思います。</p>
会長	<p>それでは、仮に後段部分に力点を置いて解釈できたとする場合、どのような判断になるかという点も確認しておく必要があると思いますが、それについてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>今の段階で議論すべきことか分かりませんが、市長のお答えの中で、誰がどこに寄附しているのか知らないというような発言があったかと思いますが、私はそこに少し引っかかりました。確かに、万人規模や千人規模であればあり得ると思いますが、100人規模です。自身の政治理念に同調された方が寄附されているわけですから、自分なら誰が寄附しているのかチェックすると思います。しかも、権限を持っていらっしゃる方がそのようなことをされないというのは、この「おそれ」に引っかかるころかなと思ったところです。先ほどの個人献金なのか企業献金なのかという話に戻りますが、仮に個人献金だとしても、この点については押さえて話を進めたほうが良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>「おそれ」に力点を置いてこの事例を判断した場合、どのような判断になりますか。</p>

委員	それについては、先ほどの立川市の話ではないですが、いわゆる具体的な「おそれ」になるのか、抽象的な「おそれ」に留まるのかということではないでしょうか。
委員	判断が難しいところです。道義上どこまでがアウトなのか分かりませんが、石破首相でも確か数件の訂正をされたかと思えます。全部調べているわけではありませんが、件数が突出していることからすると、感覚的には違和感を覚える方が多いのではないかと思います。どうでしょうか。
会長	違和感の判断は難しいですね。
委員	先日、契約のプロセスについてご報告いただきましたが、市長の恣意的なものが入る余地はないということがよく分かる資料でした。もし、そのプロセスを市民が知っていれば、そもそもこういった寄附があっても恣意的なものを入れる余地がないと分かると思います。ただ、多くの市民はそれを知らないため、個人が数百万の寄附をすると、もしかしたら公共事業が受注できるのではというふうを考えるのではないかと思います。市民が、契約のプロセスについて知っていれば、「おそれ」レベルが変わるのではないかと思います。
会長	判断していかざるを得ないですね。
委員	今回、多くの寄附者が自宅の住所ではなく企業の住所を記載しているということから、疑っている人がたくさん出てきているという話かと思えますが、それは、企業の住所を書くことによって、自分は企業の間人であることをアピールしているのではないかと、それによって有利な取り計らいをしてもらおうとしているのではないかと、という疑いがあるのだと思います。この点について、熊本県選挙管理委員会の記載例を拝見すると、そもそも会社の名前を記載して良いということになっているかと思えます。自宅住所を書かなければいけない、企業住所でも良いかどうかという問題は置いて、もしこれが許されているのであれば、仮に会社の住所を書いたところで、企業であることを推測されるような記載をしたということは別に問題にはならないのではないかと思います。この点についても、政治的又は道義的批判を受ける「おそれ」があるかどうかという解釈に関係してくるのではないかと私は考えました。
会長	言い忘れましたが、今年、県知事の収支報告書に具体的な

	<p>企業名が掲載されている新聞報道が2例ほどあったと思いますが、それに対してメディアをはじめ、かなりの批判があり、慌てて修正をするという展開でした。ですので、このような記載例があるから大手を振って認められている、世間が認めているということでもないかと思いますが、ただ、書類としてこういう例があるということです。</p>
委員	<p>この書類を市民の皆様にお見せしたら、考えはまた変わってくるのかなという気がします。そのことを含めて、検討したほうがいいのかと思います。</p>
会長	<p>要するに、疑いやおそれを抱く方の情報によって左右されるということでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。先ほどおっしゃったことに関わってくるかと思いますが、こういうことを知っていたら、また違った考えになるのではないかと思います。ただ、市民の方を、ある程度情報を持った方と想定するのか、情報を何も知らない方と想定するのかにもよるかと思います。</p>
会長	<p>1つの考え方として、委員である我々がどう判断するかが問われているのだと思います。いろいろな文献を見てみましたが、おそれや疑惑については、やはり確たることが言えない部分であり、各審査会が具体的な事例を積み重ねていって姿が見えてくる性格のものだというような記述もありました。最終的には、この審査会で、何が「おそれ」に該当するのかしないのかという判断をしていくしかないのではないかと思います。</p>
委員	<p>どのような市民を想定して検討するべきなのかというところですが、調査請求者が提出している添付資料②を拝見すると、この政治倫理条例というのは高い理想を定めたものではなく、市長や議員が守るべきミニマムな要件であると書かれているので、すごく高度なものではなく最低限のものということで、想定される市民というものも、誰が見てもということがベースになるイメージなのかなと思いました。</p>
会長	<p>その判断をしないといけないということですね。 それでは、具体的な部分の議論に進みたいと思います。「公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が、公共事業の受注企業の代表者・役員から寄附を受けることは、政治的・道義的批判を受けることは確かであり、その「おそれ」も含</p>

	<p>め、規定している政治倫理条例に照らし、違反は明白である。」という文章ですが、立法趣旨で解釈をどうするかは別として、いくつか事務局の方で説明していただいたところで、この後段部分に関わる論点・ポイントはどれに当たりますか。</p>
事務局員	<p>ここに書いてある全体が関わってくるのではないかと思います。まず、最初の項目である「「確か」と言えるためにはどのような点を押さえなければならないか。」という部分と、「寄附を受ける＝政治的道義的批判を受けるおそれ、は解釈の踏み込みすぎではないか。」という部分、そして、「確か」ということの解釈の仕方については、例えば、市長が発注権限を持つことになるとすれば、「それらの者が、当該寄附を受ける場合、政治的・道義的批判を必ず受けることになるのか。」という部分が関係してくるかと思います。</p>
会長	<p>ここは議論しても詰めきれないところですので、ペンディングにしましょうか。ただ、これは、先ほどの個人献金についてもカバーするというような解釈を仮にするとすれば、判断せざるを得ないところだと思います。</p>
委員	<p>ご質問よろしいでしょうか。この場合、公共事業の受注企業とありますが、ある程度金額が大きな事業という意味なのでしょうか。どの自治体も同じかと思いますが、熊本市はなるべく小規模な事業者等から優先的に発注しようという取組をされておりますので、熊本市と関係している企業や商店というと相当な数になると思います。ですので、熊本市を対象に営業活動をしている事業者全てが、ここでいう「確か」であるとか言われましても、少し範囲を広げすぎているような気がします。</p>
会長	<p>あえて言うと、公共事業の発注企業の代表者・役員の寄附を禁止されてはいません。それと、有利な取り計らいの形跡というのは、1号で話したとおり確認できていません。それらを含めて考えたときに、政治的又は道義的批判を受けることは「確か」といえるかどうかの判断になると思います。</p> <p>議論し始めると深くなっていきますので、一旦ペンディングにさせてください。</p> <p>それでは、第3段落のご説明をお願いいたします。</p>
事務局員	<p>資料2第3段落を説明</p>

会長	<p>地位の利用については、今ご説明いただいたように、政治資金規正法において、具体的に3つ挙げられているということです。威迫的行為、それから意思に反するチェック・オフ、公務員の地位利用による寄附への関与等があったかなかったということです。検討材料は、資金管理団体からの回答であり、それに対する評価が必要になると思います。資金管理団体からの回答内容を見ると、寄附の働きかけはしておらず、紹介があった時にご案内しているという回答でした。</p> <p>威迫行為等は確認できなかったというレベルですが、そうになると、論点としては権限の構図ということになるかと思いますが、権限の構図のみによって地位の利用を判断するというのは、やや拙速のように思います。</p>
委員	<p>この内容ですと、調査請求者は仮説の域を脱してないのかなという気がします。忖度があったかどうかということは、具体的に証明することは難しいと思いますし、内心の問題のため、証明は難しいと思いました。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>この点については、おそれとか疑いではなく授受しないことですので、そういった事実は確定できなかったということでもよろしいでしょうか。</p>
	<p>委員了承</p>
会長	<p>それでは、第4段落のご説明をお願いいたします。</p>
事務局員	<p>資料2第4段落を説明</p>
会長	<p>都合3点挙げております。</p> <p>1点目が、公共事業の発注権限について、「公共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受ければ、事業者への有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。」というものです。この点について、いかがでしょうか。</p> <p>これは、先ほどの第1段落の指摘と重複すると思います。先ほども申し上げたとおり契約プロセスにおける透明性や公平性の確保等の制度的な点検を行うとともに、疑われてもおかしくない3つの事例の検証を行いました。その中から、推薦や紹介といった市長による有利な取り計らいというものは確認できなかったと思います。また、公共事業の受注と寄附との相関についても、寄附をしたから受注割合が増える</p>

	<p>ということにはなかったと思います。このことから、事実の問題として、処分に関する不正は、調査をした限りでは認められなかったと言えるのかなと思います。</p> <p>ただ、第5号関連については、事実関係と併せて、おそれや疑いについても判断をしなければなりません。その点で考えると、公共事業の発注企業の代表者・役員の寄附というのは、法律で禁止されているわけではないので、権限関係の構図でこのような疑いを持たれているわけですがけれども、より踏み込んだ具体的・現実的な根拠というものが少し不十分なのかなと思います。</p>
委員	<p>会長の意見に賛同します。受注業者からの寄附により、市長が説明責任や結果責任を問われるような具体的な事実は確認ができなかったということではないかと思います。何かが起こり、その結果として具体的な違法行為等の事実あるいはおそれを生むような行為というのは、今のところ確認ができていないので、そのような返し方はどうかと思います。何かが起こっていれば、市長は説明する必要があると思います。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>絶対的な真実はわからないので、そのような表現になると思います。事実の問題としても、疑念の問題としても、5号に抵触するということは、言えないということによろしいでしょうか。</p>
	<p>委員了承</p>
会長	<p>2点目の「個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。」については、冒頭の議論で色々ご意見を出していただきましたが、総務省や県選管から、住所についての定義がないとの回答をいただいています。そのため、企業所在地の記載をもって、直ちに政治資金規正法の虚偽記載にあたるとはいえないかと思いますが、立川市の逐条解釈を踏まえると、虚偽記載ではないかという疑念を抱くのは、疑念の妥当性、蓋然性から考えてどうでしょうか。</p>
委員	<p>熊本市で政治倫理条例を作った背景を考えると、市民の代表であり、税金を管理・執行する権限を持つ身として、先ほどおっしゃった最低限の倫理はしっかり守って欲しいというところから策定された条例だと私は考えます。そのことを</p>

	<p>考えると、繰り返しになりますが、寄附の中身を詳しく知らなかったという発言や住所部分のチェックなどの姿勢について、私は引っかかったところです。</p> <p>事実関係もそのとおりだと思うのですが、最後の「おそれ」の部分の解釈の仕方を考えると、私の個人的な感想ですが、どうなのかなという疑問を持ったところです。</p>
会長	疑問というのは。
委員	選ばれた人間として、自制することを含めて選ばれていると言い切るのには少し拡大解釈かもしれませんが、議員も含めて、そういう考えもあるのではないかと思います。
会長	今のお話からすると、虚偽記載にあたるという疑いを持つことについては、それなりに理解できるということによろしいですか。
委員	虚偽記載とは。
会長	今、検討しているのは、「個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。」という部分です。
委員	総務省の見解を踏まえると、感覚的に虚偽記載というのは少し言い過ぎかもしれません。寄附を出す側の意図は分かりませんが、少なくとも寄附を受ける側は、法律あるいは条例に従って、チェックする義務があると私は思っています。結果的にその義務が果たされたのかどうかというところが、条例違反なのか、おそれの部分に繋がるのか、という解釈を私はしているのですが、どうでしょうか。
委員	私は、ご意見について理解はできますが、少し踏み込み過ぎではないかという気がします。公職についているから寄附を受ける。その寄附者に対して、何らかの嫌がらせのようなことが起きる可能性があることから、寄附者は自宅住所を公表したくないというのは、個人情報を守りたいということだと思います。県選管の記載例に会社名等が記載されているのであれば、お気持ちは分かりますが、市長に求めすぎではないかと個人的に思います。
会長	若干意見が分かれておりますが、事実の問題として虚偽記載にあたるという即断はできないということによろしいでしょうか。
	委員了承

会長	疑念を持つことについての妥当性については、意見や判断は分かれてきますね。
委員	疑念を持つことは、そういう方がいてもいいと思います。委員がおっしゃっていたのは、市民の中に疑念を持つ方がいるとするならば、市長は疑念を持たれないように収支報告書の住所をきちんとチェックすべきではないかというご意見ですよ。
委員	そうですね。正確にどんな言い回しをされたか覚えてないのですが、少なくとも誰が寄附しているか知らないとおっしゃっており、気づかなかつたではなく、見ていないというような話をされていたかと思しますので、少し引っかかったところです。
会長	今日の段階で確認しておきたいことは、このような疑念を持つことについて、審査会としてある程度の理解ができるのか、考えないのかということです。
委員	大事なところですね。
会長	ここは、一旦ペンディングにさせていただいて、最後の3点目について、何かご意見ありますか。
委員	調査請求者は、この1,052人という数が間違っているから虚偽記載ではないかと指摘されているのかなと思いました。
会長	そうですね。
委員	資金管理団体への照会の回答の中にありますが、県選管に確認をしたとおっしゃっていますので、もしこれが間違いであれば、県選管が誤った指導をされたのか、適正な指導をされたのかということを検証する必要があると思いました。
会長	資金管理団体への照会の回答で、対価の捉え方について、こういう解釈なのかというものがありました。いずれにしても、制度を管理している総務省が、明確に「参加者数等ではなく」と回答していますので、少なくとも誤解に基づく誤記だということは明白だと思います。
委員	回答を見て、担当者が説明を誤解したものだと考えられると思います。故意的なものではなく、解釈を誤ったと考え、その評価をどうするかということは別として、事実関係としては、選管から教示を受けたけれども、担当者がその教示を誤解して記載したという事実認定になるのではないかと思います。

会長	<p>そうですね。それをどう評価するかですね。</p> <p>それと、計算が合わない数字を記入したことによって、疑念が生まれたことは事実だと思います。そのため、疑いを持たれたことについては、ある程度理解はできるのではないかと思います。事実認定としては、委員がおっしゃったとおりだと思います。その評価については、第5号に抵触するかの判断が問われると思います。</p> <p>次回の議論に繋いでいくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>前回もお伝えしましたが、政治倫理条例第7条第4項において、審議終えた際には審査結果の要旨を公表することが定められており、また、同条の第1項で勧告をすることができます。</p> <p>平成27年度の事案においては、審査会として被請求者である議員に対して勧告を行ったという実績があります。この判断を行う必要があるということが1点。勧告をどうするのか、審査会として意見を付した審査結果報告を市長に対して提出するか、ということについても合わせて、話し合いながら決めていく必要があります。</p> <p>それから、今後起草委員会を設置することになった場合には、その構成員についてご相談をさせていただくことになるかと思います。よろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>1つだけお諮りしたいことがあります。12月9日付けで調査請求者から提出されている、資料3の公開質問状についてです。この件は、前回の公開質問状と同様、回答を作成し、先方へ回答したいと思っております。</p> <p>事務局において、前回の回答内容を参考に回答のたたき台を作成していただいておりますので、説明をお願いします。</p>
総務課長	資料4を説明
会長	<p>考え方としては、質問は1つ1つ対応するというより共通したものをまとめて、回答としては、原則的なこちらの考え方をお伝えするという形で対応したいという案になっています。</p> <p>今の段階でこういう括りに対応することへの意見があれ</p>

	<p>ば出していただきたいと思います。こういう基本的な対応で良いということであれば、文言については持ち帰っていただき、ご意見を事務局に寄せていただいて調整する形で最終回答を確定し、お返事をするという段取りにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
	<p>委員了承</p>
会長	<p>続いて、参考資料2についてですが、この資料は、これまで会議で配付した資料を一覧化したもので、現時点での公表・非公表についてまとめております。今後、審議が終了したのちに、必要に応じて公開する可能性がある資料については、今後の会議で委員の皆様にも共有し、公表が必要となった場合の公表の範囲についても、ご相談させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから、次回の審査会については、今日出た意見をまとめるような形で資料を作成していただき、議論をしていきたいと思います。次回ぐらいにある程度のまとめができるよう努力したいと思いますので、よろしく願いします。</p> <p>最後に、次回の公開・非公開について、お諮りして終わりたいと思うのですが、今日の議論の継続ということで、次回についても、非公開で開催をしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>委員了承</p>
会長	<p>それでは、皆様全員の同意を得たということで、本日の議事は以上となります。</p> <p>事務局から何か補足はありますか。</p>
総務課長	<p>配付資料「政治資金規正法のあらまし」を説明</p>
会長	<p>政治資金団体と資金管理団体は別のカテゴリーであり、オレンジ色の付箋の方で口座振込の義務付けは政治資金団体に対しての規定であるということです。これは、混同してしまうので、こういう資料はありがたいです。参考にさせていただければと思います。</p>
会長	<p>これにて終了したいと思います。どうも遅くまでありがとうございました。</p>